平成 27 年 6 月 15 日発行第 462 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

6
2015

No.462

日時計「陽光のうた」像（宇都宮市）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©梅井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ

2015年
6月号
CONTENTS

1 目次、今月の表紙の一言
2 会長就任あいさつ
3 平成２７年度定期総会開催
4 政連だより（会長就任あいさつ、平成２７年度定期大会開催）
6 おじゃましま～す！
7 支局かわら版（佐野）
8 支局情報（宇都宮、小山、那須、栃木、足利）
11 アドちゃんの談話室
13 木もれび
14 栃木県行政書士会カレンダー（7月）、日行連だより
15 業務連絡、申請取次行政書士の動向
16 会館建設検討特別委員会の委員の公募について
17 電話帳（タウンページ）掲載の際のご注意
18 会員の動き

No. 462

今月の表紙の一言

時の記念日（６月１０日）

時の記念日は、天智紀に水時計により時を知らせた日として、大正９年に始まったそうです。

時間も水のように流れ、人の記憶も彼方へと流されて行きますが、起きた事象は無くなるものではありません。ただ見えにくくなるだけです。ですから、過去は振り返るだけでなく俯瞰し、そして耳を澄ますべきです。そうしないと過去に起きた事象の陰にある原因や事情が見えず、同じ過ちを繰り返してしまいます。

今、耳を澄ますと「ハーメルンの笛」が聞こえています。魔法にかけられたように、人々がぞろぞろと歩き始めています。やがて「マイナンバー」で整列させられ、いつの間にか、笛から代わったラッパで「歩調」をとり、そして、目指すは「ヴェーゼル川」ではなく、「ルビコン川」の向こう岸でしょう。

O.K.S.N.写仲　芳賀支部　神原邦雄

会長就任あいさつ

栃木県行政書士会
会長　横山（よこやま）　眞（まこと）

先月開催された定期総会で会長に選任されました横山です。

さて、皆さんは、どんな行政書士を目指していますか？

私は、皆さんが、「この手続きについては、専門家です」と自信を持って言えるような行政書士を目指して欲しいと考えています。

そのために、今までもそうであったように、これからも、講演会や研修の機会を設けてまいります。

紛争性があるものは、弁護士の仕事とされています。ならば、争いが起きる前に、行政書士として関与できる仕事は何なのか。十分に検討に値する課題であると認識し、事業を進めてまいります。

また、行政書士会として行うべき社会貢献事業や行政書士の仕事を広く理解してもらうための広報活動を推進してまいります。

研修会・社会貢献活動・広報活動の具体的な内容については、今後、理事の方々と議論し、決定してゆくことになりますが、皆さんも是非、こんなテーマで研修会を開いて欲しい、こんな内容の研修会を開いて欲しい、このような社会貢献活動をしたらどうか、等々、会の運営に関していろんなご意見をお聞かせください。

「為（な）せば成（な）る　為さねば成らぬ　何事も　成らぬは人の　為さぬなりけり」とうたったのは、江戸時代の米沢藩主・上杉鷹山（うえすぎ　ようざん）。私もこの言葉を肝に銘じ、栃木県行政書士会の発展のため尽力いたします。

どうぞ、宜しくお願い申し上げます。

6 月 10 日栃木県知事を表敬訪問し、名誉会長を委嘱

新会長と新副会長

左から、佐藤栄一副会長、毛塚勝行副会長、青木勇夫栃木県行政書士政治連盟会長、鈴木康夫副会長、横山眞会長、堀越功副会長、稲葉昌俊副会長

平成２７年度定期総会開催

５月２２日（金）午前１０時より、ホテル東日本宇都宮２階「平安の間」において、会員５１０名の出席（本人出席１１７名、委任状出席３９３名）のもと、平成２７年度栃木県行政書士会定期総会が開催された。

会長挨拶の後、今年度は栃木県知事表彰状授与、栃木県行政書士会長表彰状授与、感謝状授与が行われ、来賓祝辞の後、議長団として宇都宮支部の沼田会員、鹿沼支部の髙根沢会員が選出され、議案審議に入った。各議案については、いずれも原案通り可決承認された。

議案第１号　平成２６年度補正予算並びに事業報告、同決算について

（１）平成２６年度補正予算の承認について（一般会計）

（２）平成２６年度事業報告について

（３）平成２６年度決算報告について
監査報告

議案第２号　平成２７年度事業計画並びに同予算について

（１）平成２７年度事業計画について

（２）平成２７年度予算について

議案第３号　栃木県行政書士会則の改正について

議案第４号　借入金限度額の承認について

議案第５号　役員の選任について

栃木県行政書士会役員選任規則第４条にもとづき選考委員が構成され、新理事３５名が選出された。

なお、新会長には新理事の互選により、宇都宮支部の横山眞会員が選任され、新会長挨拶が行われた。

新正副会長

議案第６号　日本行政書士会連合会定時総会に関する事項について

（広報部　松本智美）

※最新の会則・規則につきましては、当会ホームページの「会員専用」ページにてご覧いただけます。

就任のごあいさつ

栃木県行政書士政治連盟
会長　青木（あおき）　勇夫（いさお）

再びこの役職に就任させていただき、更に身の引き締まる思いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、先の定期大会でも述べさせていただきましたが、本連盟は、その目的、即ち「政治を通して行政書士の社会的経済的地位の向上と制度の充実・発展と権益の擁護、そして国民の福祉に貢献する。」ために政治的活動を行うものでございます。

一例を挙げるならば日行連・日政連における「特定行政書士」の創設であります。これには県選出の国会議員の皆様にも多大なるお力添えをいただきました。また、県内市町関係でも議員連盟の皆様にもお力添えをいただき、官公署への許認可申請時の申請添付書類の削減・簡略化等でこれまた政治的恩恵を受けている次第です。

また、前述に加え先の定期大会でご承認をいただきました平成２７年度の運動方針、即ち「行政書士の業務の確立を図るための行政書士法の改正運動並びに、地位の向上と職域拡大のため、引き続いて日本行政書士政治連盟を中心に沿って活動する。」が本連盟最大の目標であります。

これに加え、運動の課題５項目も承認をいただきましたので、これを１項目ごとに確り捉え、これをクリアーしていくための請願活動の活性化。そして、現在の加入率は８３．２％でありますが、政治的恩恵は等しく受けるため、会員の政治連盟への加入率割合の引き上げ等の推進も行います。更に議会・議員の皆様との友好関係の強化を進めていきます。

このようなことで、微力でありますが栃木県行政書士政治連盟が少しでも前に進めることに心血を注がせていただきますので、今後ともご支援とご協力をお願いして挨拶といたします。

平成２７年度定期大会開催

５月２２日（金）、ホテル東日本宇都宮２階「平安の間」にて、平成２７年度栃木県行政書士政治連盟定期大会が開催された。

元宇都宮市議会議長の諏訪利夫議員連盟副会長による挨拶の後、元粟野町議会議員の浅野吉知幹事長、元河内町議会議員の住吉和夫顧問、宇都宮市議会議員の郷間康久幹事、小山市議会議員の土方美代幹事、さくら市議会議員の岡村浩雅幹事、元矢板市議会議員の宮澤昭夫幹事、高根沢町議会議員の齋藤誠治幹事、元西方町議会議員の山ノ井一男幹事による来賓挨拶をいただいた。次に片山さつき参議院議員からの祝電が披露され、その後、議案の審議に入った。

議案第１号　平成２６年度補正予算の承認について
議案第２号　平成２６年度運動経過報告の承認について
議案第３号　平成２６年度決算報告の承認について
監査報告
議案第４号　平成２７年度運動方針について
議案第５号　平成２７年度予算について
議案第６号　栃木県行政書士政治連盟規約の改正について
議案第７号　役員の選任について
議案第８号　日本行政書士政治連盟定期大会に関する事項について

議案第１号から第３号まで、それぞれ会計責任者、幹事長より説明があり、賛成者多数により承認された。

監査報告が小泉裕会員よりなされ、引き続き議案第４号から第６号までが審議され、賛成者多数により承認された。

議案第７号については、県行政書士会の理事を幹事に、監事を会計監事に選任することが承認された。会長は幹事の互選により青木勇夫会員が選任された。

議案第８号については、青木勇夫会長に一任することが承認された。

（広報部　柳　知明）

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

支局長にとって頭を悩ますのがこの「おじゃまします」コーナーです。他のコーナーはアィディアひねり出せば何とかなりますが、このコーナーは訪問先が必要です。まさか訪問を妄想して原稿にするわけにもいきませんしね……。なんだかんだ、あれやこれやで今回は、大ベテランの野沢充明会員の事務所を訪問してお話を伺ってきました。

氏　名：野沢　充明（のざわ　みつあき）
事務所：足利市東砂原後町１０６２－３
入会日：昭和４９年１２月２３日

Q：士業（税理士&行政書士）を生業にされた経緯は？

昭和１０年に矢板市で生まれて育ちましたが、県職員だった祖父に預けられ栃木市や足利市で過ごした時期もありました。普通高校を卒業した昭和２８年当時は就職難でしたので、県職員を退職後足利市内で会計事務所を営んでいた祖父のところを、ちょっとした「腰かけ」のつもりで手伝うことになりました。住み込みの小僧みたいなもので、給与も小遣い程度でした。お金を貯めて大学で文学を勉強したいという夢もあったのですが、結果として６２年間（！）も続けています。２０代からは実質的に事務所を切り盛りし責任感も芽生えて、３０代になってから税理士試験に挑戦し始めて、昭和４８年に試験合格して翌年税理士登録をしました。行政書士登録は昭和５０年ですから会員歴は約４０年(！)ということになります。

Q：生まれ変わっても士業を生業とされますか？

口下手なので会社勤めや、ましてや営業職などはできません。祖父の事務所を継いだおかげで積極的に顧客の新規開拓などはしないですんだのは幸いでした。ですから、８０％はまた士業（自由業）をしたいと思います。残りの２０％は幼少期に祖父の家にあった「日本文学全集」を読破した程の読書好きなので、「小説家」になってみたい夢もあります(なんと、小説を書いたことも……)。

Q：多趣味だそうですが？

カラオケ、ゴルフ、スポーツ吹き矢などです。カラオケはレパートリーが１０００曲（！）あります。最近の曲では、「鳥取砂丘／水森かおり」で、女性歌手の歌も苦にしません。ゴルフは若い頃は８０台でしたが、最近は９０～１００台です。

Q：いつもダンディですが？

若い頃から、食が細い（でもお酒やゲテモノはＯＫ）こともあって太れない体質で洋服のサイズに変化がないので、昔の服を着ています。服は自分で買っていましたし、スーツとシャツなどの色の組み合わせには気を遣っています（この日は真夏日でしたので、ラフな格好で残念）。

野沢さんとは支部の関係で年に２～３回会うだけでしたが、文学談義をしたり、「過度な清潔追及は危険である」との点で意見が一致したりと、楽しいひと時でした。それにしましても、業務歴６２年とは驚きです。まさに「ダンディな８０歳」でした。

（足利支局長　杵渕　徹）

支局かわら版

佐野市こどもの国

佐野支部

今回は、「佐野市こどもの国」をご紹介します。

佐野市は、平成５年５月５日、全国にさきがけ「こどもの街宣言」をしており、佐野市こどもの国は、それをふまえてオープンした公共の施設です。

栃木県安蘇庁舎のすぐ近くに位置し、毎年１０万人以上が訪れる子供連れには特に人気のスポットです。

こどもの国に入って、まず目を引くのがロケット！

高さ２６．５ｍ、米国製の本物の有人ロケットです。もちろん展望台にのぼることもできます。

広くてなだらかな芝生の斜面は、思いっきり走るもよし、転がるもよし。敷地内には様々な遊具の他、大きなからくり時計や、池には本物の漁船、梨園やキウイ畑もあります。市内の学校では収穫体験が出来るそうです。

口を開けて襲いかかるティラノサウルス。

中にもぐると鳴き声が聞こえ、口から滑って下りてくる子どもたちに大人気の滑り台です。

メイン施設である総合こどもセンター内には、毎週末いろいろなイベントや講演会が開催される多目的ホールのほか、プレイルーム、鉄道模型パノラマ、ゲーム感覚で科学を体験できるコーナー、コンピュータ室などがあります。また、毎週日曜日には家族向けの映画も上映されています。

クライミングウォールをはじめ、楽しい遊具で遊べる多目的ホール。コンサートや講演会も催されます。

１番人気の電車の運転シミュレーター。大人でも思わず真剣になりますよ。

雨天時も室内で遊べるので、お子様連れにはおすすめです。また、大人の方も散歩がてらのんびり癒される場所だと思います。近くにお越しの際は、ぜひ寄ってみてください。

佐野市こどもの国
住　　所　佐野市堀米町５７９
電話番号　０２８３－２１－１５１５
開館時間　９：３０～１７：３０
休館日　　毎週月曜日・毎月第２木曜日
入場無料（総合こどもセンターへの入館のみ大人２００円。但し、佐野市民と両毛広域都市在住の方は無料）

（支局長　川田有美）

支 局 情 報

【宇都宮】

支部定期総会開催

５月９日（土）午後４時より、ホテルニューイタヤにて平成２７年度宇都宮支部定期総会が開催された。

議案審議に先立ち、今回多くの参加があった新入会員の紹介等が行われた。続いて議事に入り、平成２６年度事業報告・決算報告及び平成２７年度事業計画・予算が審議承認された。

役員改選により新しい顔ぶれでスタートをきることとなり、宇都宮支部のさらなる発展が期待される。総会後の懇親会においては、普段なかなか話をすることができない会員同士も情報交換を行うなどし、親睦が深められた。

（支局長　羽石真弓）

フェスタｍｙ宇都宮２０１５

５月１７日（日）毎年恒例の「フェスタｍｙ宇都宮」が開催され、夏のような日差しが照りつけるなか､様々な展示や出演が繰り広げられました。

４月１日の「市民の日」を記念して「ときめいて今！この街が好き」をテーマに開催され、今回で２８回目を迎えるこのイベントは、各種団体や企業が、日頃の活動や練習の成果を発表するとともに､来場者の皆様とコミュニケーションを深め、宇都宮の素晴らしさを認識、発見することを目的としています。

私自身このイベントに参加するのは初めてであり、わくわくした気持ちで当日を迎えました。

会場はバンバひろば、宇都宮城址公園、オリオン通り、オリオンスクエア、中央市民活動センターの５カ所あり、我ら宇都宮支部はオリオンスクエアに無料相談会のブースを設けました。

リーフレット、ポケットティッシュ、うちわの

３点セットをユキマサくんの手提げ袋に入れ、行政書士の活動をＰＲしつつ会場の方々に配り歩きました。暑さのおかげか、うちわの人気が高く２時間足らずで２００セット配り終えることができました。

少しでも多くの人に行政書士の業務を知ってもらい、少しでも多くの人の心の声を聴き、一人で悩んでいる人の手助けができればと思いました。

帰り道、バス停で並んでいると、隣の人の手にユキマサくんの手提げ袋がぶら下がっているのを見て、なんだかとっても嬉しい気持ちになりました。

（支局長　羽石真弓）

【塩　那】

支部定期総会開催

塩那支部では、４月１９日（日）にさくら市ホテルニューさくらにおいて、塩那支部定期総会が開催されました。

田渕徹副会長を来賓としてお迎えし、平成２６年度事業報告・収支決算承認・監査報告および平成２７年度事業計画・収支決算について承認されました。その他、役員改選議案が提出され、承認されました。

また、支部研修会について、研修旅行のあり方や研修内容について活発な意見が飛び交いました。なお総会終了後、懇親会においては、普段なかなか顔を合わせる機会のない会員同士も情報交換を行うなど有意義な時間となりました。

（支局長　松本智美）

【佐　野】

支部定期総会開催

５月１６日（土）１０時３０分より、佐野市茂呂山老人福祉センターにおいて、佐野支部定期総会が開催されました。

来賓に須永威会長と金子保利佐野市議会議員をお迎えし、平成２６年度の事業報告・収支決算報告・監査報告及び、平成２７年度の事業計画・収支予算について承認されました。

また、須永会長におかれては、２期４年の任期を全うされ今回会長職を勇退されますが、引き続き佐野支部の相談役としてご尽力いただくこととなりました。

総会終了後は懇親会において会員相互の親睦を深めました。

（支局長　川田有美）

【小　山】

「春の交通安全市民総ぐるみ運動」に協力

５月１１日（月）午前７時２０分から「春の交通安全市民総ぐるみ運動」への協力活動として、市内羽川交差点にて市民への街頭での啓発チラシの配布運動を行いました。

春風の心地よい朝の清涼な空気の下、小山支部７名の参加者は、一生懸命多くの市民の皆様へチラシを配っておりました。

この交通安全運動への協力は、私が行政書士登録したときには既に始まっておりました。今後も市民のために働く私たち行政書士のアピールも兼ねて、ずっと続けていければよいと思いました。

（支局長　細野大樹）

支部定期総会開催

去る５月１５日（金）午後５時から、小山市東城南の小山市城南市民交流センターにおいて、小山支部の定期総会が開催されました。

栃木県行政書士会の稲葉昌俊副会長、栃木支部の松本明支部長を来賓としてお迎えし、本人出席３７名、委任状出席３２名、総数６９名の出席のもと、平成２６年度の事業報告・決算、平成２７年度の事業計画・予算について慎重な審議が行われ、承認されました。また来年度より支部会則や決算・予算様式の変更も議題に挙がり、審議のうえ承認されました。

また本年度は小山支部の役員改選の年でした。３期６年を務められました松本伸一会員が支部長を退任され、新たに青木裕一会員が新支部長として就任されました。私が５年前に小山支部に入会した時から既に支部長を務めておられた松本会員、本当にお疲れ様でした。青木新支部長は、今後とも小山支部の発展のため、ご尽力宜しくお願い致します。

総会終了後は、近くのアジアンレストラン「食Ｋｉｎｇｆｕｎ」にて、松本会員の慰労会・誕生日会も兼ねて、懇親会が催されました。多くの会員が出席され、小山支部の結束を再確認した素晴らしい親睦会になりました。

（支局長　細野大樹）

【那　須】

支部定期総会開催

５月１５日（金）午後４時３０分から那須塩原市にある「遊山」において、那須支部定期総会が開催された。出席会員は１５名、委任状出席は６０名であった。

第１号議案として昨年度の事業報告・収支決算報告・監査報告、第２号議案として今年度の事業計画・収支予算、第３号議案として役員の改選について審議がされた。

事業計画として､支部の研修会の内容に関して、会員の希望を尋ねた上で、役員会で決定されることになった。

総会終了後には懇親会が開かれ、会員同士の交流がはかられた。

今年度は役員改選の年である。那須支部役員の中でも交代があり、今年度登録の新入会員も役員となった。新たな役員のもとで、新しいアイデアが生まれたり、新しい試みが行われることになるであろう。そうして支部全体がさらに飛躍することを願う。

（支局長　オブライエン奈美）

【栃　木】

支部定期総会開催

平成２７年度栃木県行政書士会栃木支部定期総会が、４月２８日（火）午後４時より、栃木サンプラザにおいて開催された。

支部会員総数　　８０名
合計出席会員数　５４名
（出席会員数１８名、委任状出席会員数３６名）

上記のとおり会員の出席があり、支部規則第１３条により本総会は有効に成立することが確認された。定刻、金子会員司会のもと、風間副支部長の開会のことばにより総会が開催された。

松本支部長の挨拶の後、来賓の毛塚県会副会長、松本小山支部長、神山鹿沼支部長より祝辞を賜った。

司会者一任により議長は唐木田会員が選任され、議長により議事録署名人に石塚会員が、書記に綾部会員が任命された。

以上を次第に従い行った後、議案審議に入った。

第１号議案　平成２６年度事業報告
第２号議案　平成２６年度決算報告及び監査報告
第３号議案　平成２７年度事業計画
第４号議案　平成２７年度予算
第５号議案　役員改選について（別表参照）

すべての議案につき原案のとおり承認されたことを報告申し上げます。

役職名	新役員氏名	備考
支部長	松本　明	再任
副支部長（２名）	風間　洋	〃
	根岸慎治	〃
理事（９名）	青木勇夫	〃
	毛塚勝行	〃
	石塚悦夫	〃
	唐木田　有作	〃
	金子幸夫	〃
	山ノ井　一男	〃
	永島正志	〃
	田邊勇輝	〃
	綾部一成	〃
会計	増山知司	新任
監事（２名）	松浦良雄	再任
	野原　純	新任
相談役（２名）	野田尚吾	再任
	大貫　昇	〃

（支局長　綾部一成）

【足　利】

支部定期総会開催

５月２０日（水）午後３時より、足利市民プラザにおきまして、平成２７年度の足利支部定期総会が開催されました（会員数７８名、出席者数１８名、委任状出席者数３４名）。

県会からの来賓として稲葉昌俊副会長よりご挨拶をいただきました。

選任された殿岡正敏議長によって、平成２６年度事業報告＆決算承認、平成２７年度事業計画（案）＆予算（案）、及び役員の選任などの議案が審議され、承認可決されました。特筆すべきは、支部長に偏り過ぎていた「会務」を３副支部長の下に担当役員制にして軽減するというものです。支部役員は、普通の会社とは違って毎日顔を会わせるわけではありません。意識的に連絡を取り合いませんと、「会ったついで」に打ち合せをするわけにはいきません。結果として、ついつい支部長が全てを行ってしまうことになります。将来的に支部長を担っていただく会員の「責務」を軽減するためにも、この担当役員制は定着させなければなりません。また、支部研修会や他の士業との連携などについて活発な質疑応答が行われた点についても付記させていただきます。

４時半に終了後、場所を移しまして「懇親会」が開催され、引き続いて活発な質疑応答や情報交換が行われました。それにしましても、支部役員会とほぼ同じメンバーで行われる支部総会から脱却する「妙案」はないものでしょうか？

（支局長　杵渕　徹）

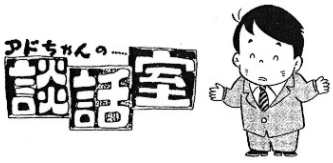

平成２７年３月１０日の出来事 ②

●そして、警察登場

職員さんから「足利警察署刑事課に電話して下さい」とのメモを手渡されました。電話をしますと、まず「同じことを何度も何度も聞かれる事になりますがご了承下さい」と伝えられた上で長々と事情を聞かれました。その後何度も何度も同じことを聞かれる事よりも、「同じことを何度も何度も聞かれる事になりますがご了承下さい」と何度も何度も言われる事の方が苦痛というか笑いそうになってしまいました。「はい、はい」って感じでした。すでに長々と事情を聞かれてから「今さらながらですがそちらからの電話では申し訳ないので携帯番号を教えていただければこちらかにかけ直します」との事。本当に今さらながらですが、まだまだ事情聴取は続くという事です。

１度終了後に足利警察署から再度着信がありました。「現場検証に立ち会ってもらいたいので自宅に戻ってほしい」との事。たぶん言い間違いだと思うのですが、「××さん（亡くなった父の名）にも戻ってほしい」とも言われました。現場検証（検視）してからでないと検死は出来ないとの事です。「足ありませんよね？」「徒歩で５分位ですから歩いて帰ります」「そんなに近いの！」――。控室（というかロッカー室？）に戻ってその旨を親族に伝えました。しばらく時間がかかるのでそれぞれの自宅に戻っていてもらう事にしました。そこへ管轄派出所の警官が到着して事情聴取を行いたいとの事。足利警察署の人に自宅に戻る約束をした旨を伝えますと「こちらで調整します」と部屋から出て電話をかけ始めました。部屋へ戻って

きますと「自宅で一緒にすることになりましたのでパトカーに同乗してもらっていいですか。嫌がる人もいるのですけれど……」――。正直申しますとこの頃には「いい経験かも知れない」と思っていましたので、比較的喜んでパトカーに向かいました。ピカピカのクラウンのパトカーを想像していましたが、セコイ旧式マーチのパトカーでしたのでチョッピリがっかりしました。さすがに口には出しませんでしたけれど……。

●パトカーの車内で

ここで時系列を確認します。起床が７時過ぎで救急車が日赤に到着したのが８時前後で死亡時刻が９時ちょうど。パトカーで自宅へ向かったのが９時４５分頃でした。ドアの開け閉めはおまわりさんがやってくれました。気づくとしまむらダウンジャケットの裾がドアに挟まっていました。「パトカーのドアは中からは開けられない」という俗説を思い出しました。やはり開きません。「すいませ～ん。裾が挟まっちゃいました」と告げると助手席のおまわりさんがいそいそと降りてドアを開けて下さいました。ここで毎週火曜日の９時半過ぎに定期的に訪問している顧問先へ連絡しなければならない事に気付きました。「携帯電話かけてもいいですか？」「どーぞ」と了解をもらってから発信しました。後日どのタイミングで顧問先に連絡したのか忘れていたのですが「そこ右に曲がって下さい」って言っていましたよ、と教えられてこのタイミングだったと思い出したのでした。後部座席のシートベルトも強制になっている記憶がありましたので、今さらわざわざ確認すると怒られそうなので、しているように手で押さえておきました。

●現場検証

あっという間に自宅到着。パトカーの車内で事情聴取を始めますと間もなく、「鑑識課」が到着しました。「足利警察署刑事課」とは「鑑識課」でした。４～５人いたような気がします。室内に入るとき鑑識課の人はテレビの刑事もので見ます「ビニールのカバー」を靴下の上から履きました。「私も履きますか？」「履かなくて大丈夫です」―少し残念でした。再び「同じことを何度も何度も聞かれる事になりますがご了承下さい」のセリフも……。「鑑識課」があら捜しした結果、現金が××万円ほど発見されました。こたつの上に丁寧に並べて写真撮影していました。

８畳間の真ん中に主を失くした「布団」が敷かれたままになっていました。「写真撮影をするのでその布団を指さしてもらえますか？」「写るのは指先だけですか？」「現場写真ですので、全身を写します」―パジャマ代わりのスエット上下にしまむらで買ったダウンジャケット（オレンジ色）を羽織って、顔を洗わないまま歯も磨かないままなのに困ったものです。さすがに、「写真撮影は着替えて顔と歯を磨いてから！」と希望する度胸は持ち合わせていませんでした。

当初から「父を発見したとき掛布団が少しめくれていた」と言っていたので、掛布団を少しめくった状態でもう１枚写真撮影するとの事。この頃になりますと、事件性がない事は皆さん認識されているので、なんか緊張感が欠如してきているような気がしました。私だけ？

病院に戻る前に、着替えをして顔を洗って歯を磨く事も頭をよぎりましたが、実際、そんな気力は持ち合わせてはいませんでした（おそらくダメとは言われなかったと思いますが……）。

●再び、パトカーの車内で

日赤で検死を行ってもらい、その結果を確認するために再びパトカーで移動です。今度はダウンジャケットの裾がドアに挟まれない様に注意しました。私は、学習する人間です。パトカーの車内で助手席のお巡りさんはどこかに電話をかけていました。私から聴取した内容を誰かに報告しているようでした。私にわざと聞こえるように？……。運転席のお巡りさんは私に再度同じ質問をされてきました。私の話のつじつま合わせを確認している？……。まだ、私は疑われている？

次号につづく

（足利支部　杵渕　徹）

息子が春から学童野球を始めました。
それとともに、休日がなくなりました。

それはともかく、今日は息子の試合があり、小学校のグランドで野球をしていたのですが、春から始めた子供たちは暑い季節での野球経験がありません。当然のことながら慣れていない炎天下での守備、走塁を体験しています。そして水分はとっているものの、うまく温度調整ができないのか、「頭が痛い」「気持ち悪い」という子が続発しました。これは前日が運動会ということもあり、もちろん疲れが残っていたのも一因と考えられますが、「熱中症の症状だね」ということになりました。

今年はまだ５月というのに３０度を超える日がもう３日もありました。そこでこれから来る夏に向けて熱中症について少し調べてみました。

熱中症とは「日射病」や「熱射病」の総称です。“高温下での運動や労働のため、発汗や循環系に異常をきたして起こる病気です。体温上昇、発汗停止とともに虚脱、けいれん、精神錯乱、こん睡などをおこし、生命の危険を伴うこともります。”

日差しが強く、気温がぐんぐん上昇する夏場は思いがけず症状の進行も早くなるので要注意なのです。

ではなぜ、熱中症になってしまうのか？ですが、人の身体は体温を調節するメカニズムがあります。①皮膚の表面から空気中へ熱を放出する　②汗をかき、その汗が蒸発するときに熱を奪う働きを利用する（気化熱）

体温よりも気温が低ければ、皮膚から空気中へ熱が移りやすく、体温の上昇を抑えることができます。また湿度が低ければ汗をかくことで熱が奪われ、体温を上手にコントロールすることができます。しかし、気温が体温より高くなると、空気中への熱の放出が難しくなるため、体温調節は発汗だけに頼ることになります。ところが真夏日のよくあるように、気温が高いばかりでなく、湿度も７５％以上になると、汗をかいても流れ落ちるだけで、ほとんど蒸発しなくなります。そのため発汗による体温調節すらできなくなってしまうのです。

熱中症は体温調節する機能がコントロールを失い、体温がグングンと上昇してしまう機能障害なのです。

実は、炎天下ばかりではなく、室内で静かに過ごしていても起こりえます。

熱中症の症状は主に４つです。

熱失神…めまい、一時的な失神。

熱けいれん…暑い中での運動や作業中に起こりやすく、痛みを伴った筋肉のけいれん。手足がつる。（足や腹部の筋肉に発生しやすい）

熱疲労…たくさんの汗をかき、皮膚は青白く、体温は正常かやや高め。めまい、頭痛、吐き気、倦怠感を伴うことが多い。

熱射病…汗をかいておらず、皮膚は赤く熱っぽく、体温は３９度を超えることが多い。めまい、吐き気、頭痛の他、意識障害、錯乱、こん睡、全身けいれんを伴うこともある。

熱中症が危険なのは、自分では「ちょっと気分が悪いだけ」「ちょっと体調が悪いだけ」などと思っているうちに症状が進んでしまう場合がおおいからです。応急処置としては、すぐに涼しい場所、風通しのよい日陰やクーラーの効いている室内に移し、水分を補給します。衣服をゆるめ、体を冷やします。首筋やわきの下、大腿部の付け根など大きい血管を水やアイスパックで冷やすのも効果的です。

対策としては無理をせずに、徐々に暑い環境に体を慣れさせていくことです。室内にいても温度や湿度を測り、こまめに水分補給を心がけましょう。外にいるときには、涼しい服装と日傘や帽子を忘れずに、木陰などを利用し休むようにしましょう。

これから夏本番を迎えますが、熱中症にはくれぐれも気を付けて過ごしましょうね。

（宇都宮支局長　竹島尚子）

栃木県行政書士会カレンダー（7月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	水	足利支市民相談室　行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00~16:00	足利支部
4	土	成年後見研修会	9:30~17:00	コスモス成年後見
7	火	特定行政書士法定研修　Ａクール①	10:00~15:20	
8	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	業務第4グループ
		申請取次新規受付	13:30~	申請取次行政書士管理委員会
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
9	木	登録説明会	10:00~	総務部
10	金	編集会議	13:30~	広報部
13	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
14	火	特定行政書士法定研修　Ａクール②	10:00~15:20	
15	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第4グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
16	木	特定行政書士法定研修　Ａクール③	10:00~16:30	
22	水	行政書士専門相談 （於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）	10:00~12:00	小山支部
23	木	登録説明会	10:00~	総務部
		行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（定員４名　予約先：行政書士会小山支部 髙山久 0285-53-1672）	10:00~12:00	小山支部
26	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
27	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
28	火	特定行政書士法定研修　Ａクール④	10:00~16:30	
31	金	自販連との連絡会（於：自動車会館）	11:30~	総務部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
103	H27.5.1	理事会の議事結果について	
106	H27.5.8	平成27年度日本行政書士会連合会定時総会の開催について	
114	H27.5.8	理事候補者の推薦について（依頼）	
158	H27.5.8	行政書士登録事務取扱規則様式の一部改正について	
128	H27.5.11	平成27年5月分会費納入について（お願い）	

135	H27.5.11	特定行政書士法定研修の受講に係るアナウンスについて（お願い）	
137	H27.5.13	管理者権限による「主な取扱い業務」欄の「社会保険・労働保険」チェック削除処理に関する対応について	
140	H27.5.18	「森林の土地の所有者届出制度」の周知依頼について	
144	H27.5.18	独立行政法人国民生活センターからの「行政書士の消費者トラブル」に関する要望を受けての貴会会員への指導方について	
158	H27.5.20	平成27年度日本行政書士会連合会定時総会議案資料の送付及び議案に対する質問書の提出について	
179	H27.5.20	定期借家リーフレット「住まいの選択肢が広がる　定期借家制度」の周知について	
198	H27.5.27	自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」・「ダイレクト方式電子納付」の新規利用及び更新を希望する会員の取りまとめについて（お願い）	

独立行政法人国民生活センターからの「行政書士の消費者トラブル」に関する要望を受けて　～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

平成２７年度版「建設業許可申請の手引」　改版のお知らせ　～県土整備部より～

県土整備部より平成２７年度版「建設業許可申請の手引」について一部内容を改版したとの連絡がありました。
この改版した手引は、県のホームページよりダウンロードできます。
また、冊子は７／１以降に土木事務所窓口などで配布の予定とのことです。

［栃木県ホームページ　許可申請書及び「建設業許可申請の手引」の入手方法］
http://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/work/kensetsugyou/kyoka/1281922464534.html

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（５月）	０名
更新申出（５月）	３名
申請取次行政書士（４月末現在）	１０３名

※新規・更新とも栃木会書式の「確認書」が必要になりました。また、新規の手続は予約制です。詳細は、会のホームページの会員専用ページのトピックスをご覧ください。

～会館建設検討特別委員会の委員の公募について～

４月１７日（金）の理事会で会館建設検討特別委員会規則制定の議案が可決され、標記の委員会が設置されました。

この委員会は栃木県行政書士会館の老朽化に伴い、会館の現状を調査し、今後の会館の在り方について検討し、結果を会長に報告するために期限を設けて設置されたものです。

委員会規則では、会館に関する会員の意見を取り上げるため、委員２名以内を会員から公募で選任する規定になっておりますので、規則に則り公募致します。希望される方は要領に沿ってお申込み下さい。

《会館建設検討特別委員会委員の募集要領》

職務：下記の委員会規則第３条の検討
人数：２名以内
任期：平成２７年７月～平成２８年３月
手当：本会旅費規程に規定される旅費・日当
条件：本会の個人会員であること
申込み方法：任意の書式に、①支部名、②会員名、③希望する理由を明記し、ＦＡＸで事務局に申し込む。
締め切り日：平成２７年６月３０日（火）

※申し込まれた方には、７月中旬までに採否をご連絡致します。　　（会館建設検討特別委員会）

栃木県行政書士会会館建設検討特別委員会規則（抜粋）

（設　置）

第１条　栃木県行政書士会会館（以下「本会会館」という。）の老朽化に伴い、本会会館の現状を調査し、今後の会館の在り方について検討するため、会館建設検討特別委員会（以下「検討特別委員会」という。）を置く。

（設置期間）

第２条　検討特別委員会の委員の任期は、設置の日から平成２８年３月３１日までとする。

（検討事項）

第３条　検討特別委員会は、今後の会員の動向等を考慮して、次に掲げる事項について検討するものとする。

⑴　本会会館及び駐車場の利用状況と規模に関すること。
⑵　今後の本会会館及び駐車場の規模に関すること。
⑶　今後の本会会館の建替又は移転（所有・賃借）に関すること。
⑷　本会会館建替又は移転に伴う資金繰りに関すること。
⑸　本会会館建替又は移転の時期に関すること。
⑹　前各号に掲げるもののほか、本会会館の在り方に関すること。

（構　成）

第４条　検討特別委員会は、次の委員８人以内をもって構成する。ただし、第７号に規定する委員は、会長が公募により選任するものとする。

⑴　総務部担当副会長
⑵　総務部長
⑶　財務経理部長
⑷　広報部長
⑸　制度推進部長
⑹　業務部長
⑺　会員の中から２人以内

（以下略）

電話帳（タウンページ）掲載の際のご注意

日本電信電話株式会社（以下、「ＮＴＴ」とする。）の電話帳（タウンページ）への掲載内容に関しては、印刷前にＮＴＴから本会に審査依頼があり、承認した上で掲載されてきました。近年、行政書士倫理第１０条の規定(囲み内参照)に抵触するような内容が見受けられるようになったため、審査の基準を平成２７年４月１７日の理事会で決定致しました。

今後は以下に掲載するこの基準に沿って審査を行っていきますので、これまで掲載されてきた内容であっても修正の依頼をすることがありますことをご承知置きください。

また、電話帳に限らず行政書士の広告宣伝においては、行政書士法施行規則第６条第２項（囲み内参照）などの規定に注意して、会員の責任の下、行われますようお願い致します。

日本電信電話株式会社との覚書に基づく審査について

（平成 27 年 4 月 17 日理事会決定）

１　行政書士でないものがタウンページの行政書士欄に掲載されることを予防・排除することを目的とし、栃木県行政書士会（以下「本会」という。）は、日本電信電話株式会社より提供を受けた掲載情報の内容について審査を行う。

２　本会は、「入会届」等で本会が管理し、確認できる情報に基づき掲載情報の内容について審査を行うこととする。

３　本会は、次の法令等に抵触するか否かを審査の判断基準とする。

（１）行政書士法

ア　第８条第２項「行政書士は、前項の事務所を二以上設けてはならない。」

イ　行政書士法第 10 条「行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」

（２）行政書士法施行規則

ア　第２条の 14「行政書士は、その事務所に行政書士の事務所であることを明らかにした表札を掲示しなければならない。」

イ　第６条第２項「行政書士は、不正又は不当な手段で、依頼を誘致するような行為をしてはならない。」

（３）行政書士倫理

ア　第 10 条「行政書士は、不当な目的を意図し、又は品位を損なうおそれのある広告宣伝を行ってはならない。」

４　上記２、３により、事務所の名称等に対する掲載の審査を次のとおり行う。

（１）登録された事務所の名称は、これを可とする。

（２）本会の会員である個人の名称は、これを可とする。

（３）本会の会員である法人の名称は、これを可とする。

（４）本会が管理し、確認できる情報に鑑み、本会の会員が開設していると認められる事務所の名称等での掲載はこれを可とする。ただし、次のアからエの場合を除く。

ア　同一人が（１）又は（３）の名称と合わせて２以上使用して掲載する場合
　例）登録された事務所名称と、○○事務所、○○オフィス、○○代書、○○行政書士

イ　名称等に、団体や組織等の名称を付して掲載する場合
　例）○○行政書士事務所○○センター、○○行政書士事務所○○協会

ウ　名称等に、業務名等を付して掲載する場合
　例）○○行政書士○○専門事務所、○○行政書士事務所○○相談室、○○行政書士○○手続事務所

エ　兼業者が、行政書士の事務所であることを明らかにした名称を付さないで兼業等の名称のみで掲載する場合
　例）○○会計事務所、○○労務事務所、○○測量事務所、○○保険事務所

（５）審査は総務部が行うこととする。

５　本決定は、平成 27 年 4 月 18 日以降に提供を受ける掲載情報の内容の審査に適用する。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 27 年 5 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	佐　野 小暮　勝	H27.5.15	327-0834	小暮勝行政書士事務所 佐野市若宮下町 14－12	0283-24-9934	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
宇都宮	簗瀬　進	H27.5.1	廃　業	那　須	大和田和夫	H27.5.28	廃　業

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
那　須	大槻　武徳	所在地/電話番号	那須郡那須町大字高久丙字海道上 414-2 那須興業株式会社内 090-4132-0606
足　利	川田　英司	所在地/電話番号	足利市助戸東山町 869-3/0284-42-7391
宇都宮	田邉　未稀	氏名/事務所名称	旧氏名：田邉　律子 行政書士田邉未稀事務所
鹿　沼	市田　　茂	所在地/電話番号	鹿沼市藤江町 1356-1/0289-75-5600
小　山	生田目安夫	所在地	下野市大松山 1-1-3 SK ビル 1 階
宇都宮	平出　宣幸	所在地	宇都宮市平出町 3517 シャトー南木 2 階 201 号室

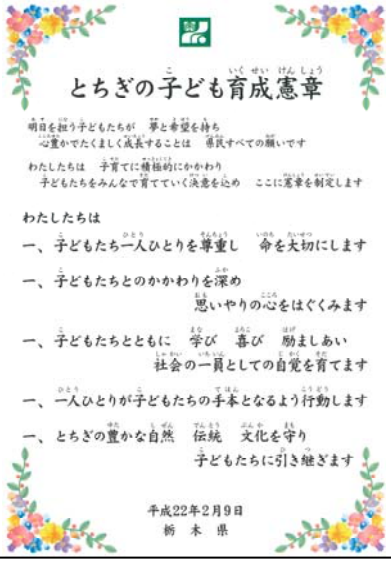
とちぎの子ども育成憲章

明日を担う子どもたちが　夢と希望を持ち
心豊かでたくましく成長することは　県民すべての願いです

わたしたちは　子育てに積極的にかかわり
子どもたちをみんなで育てていく決意を込め　ここに憲章を制定します

わたしたちは

一、子どもたち一人ひとりを尊重し　命を大切にします

一、子どもたちとのかかわりを深め
思いやりの心をはぐくみます

一、子どもたちとともに　学び　喜び　励ましあい
社会の一員としての自覚を育てます

一、一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します

一、とちぎの豊かな自然　伝統　文化を守り
子どもたちに引き継ぎます

平成22年2月9日
栃　木　県

栃木県からのお知らせ

～大人の責任と役割～
憲章の理念を実践しましょう！

栃木県では、“子どもを育むための大人の基本理念や行動指針”として、平成２２年２月に「とちぎの子ども育成憲章」を制定しました。

この憲章は、県民が力を合わせて子どもたちを健全に育てていくために、大人が具体的に取り組む姿勢を分かりやすく示しています。

是非、子どもたちが夢や希望を持ち心豊かでたくましく成長するために、私たち大人が積極的に子どもたちと関わっていきましょう。

広報部より

現体制での広報作業も残りわずかとなりました。

２年の任期でしたが、あっという間でした。

広報作業をしていて、支局長さんの記事や綺麗な表紙をいち早く見る事ができ、それが楽しみでした。

ありがとうございました。

（広報部専門部員　齋藤丈威）

行政書士とちぎ６月号 №462

発行人　栃木県行政書士会　会長　横山眞
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2015.6
平成27年6月15日発行　第462号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

あなたの街の法律家 行政書士

行政書士は許認可・登録申請・遺言や相続、色々な契約・届出などの相談から書類作成までサポートします。

モデル・女優/鈴木 ちなみ

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

行政書士相談センター 028-638-0919（丸くいく）
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

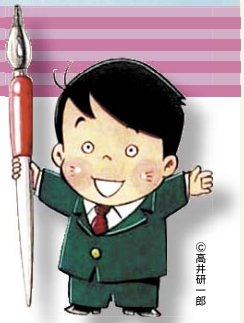

©高井研一郎
マスコットキャラクター
アドちゃん